

社会福祉法人陽心福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽心福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事報酬（賞与、退職慰労金を含む）
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間25万円以内とする。
- 5 この法人の常勤役員の報酬月額及び賞与は、別表2に定める額とする。
- 6 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。
- 8 役員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、会議開催の都度支払う

(支給の形態)

第7条 報酬等は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった事項等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は令和2年2月5日(評議員会の決議日)から施行する。

別表1 評議員報酬 (日額) 源泉徴収後の手取り額

名 称	報 酬
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表2 常勤役員の報酬等 (月額) 源泉徴収前の支給額

(1) 月額報酬

名 称	報 酬	備考
理事長業務報酬等 (月額)	200,000円	職員兼務でない場合
理事長業務報酬等 (月額)	100,000円	職員兼務の場合
業務執行理事業務報酬等 (月額)	60,000円	職員兼務でない場合
業務執行理事業務報酬等 (月額)	30,000円	職員兼務の場合

(2) 賞与

常勤役員に対する賞与は支給しない

別表3 非常勤役員報酬 (日額) 源泉徴収後の手取り額

(1) 理事

名 称	報 酬
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(2) 監事 (日額) 源泉徴収後の手取り額

名 称	報 酬
監事監査等への出席	18,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円